

第14回教育委員会（定）

開会日時 令和7年 7月 24日（木）

午前 10時00分

閉会日時

午前 10時43分

開会場所 教育支援センター

出席者

教 育 長	長 沼 豊
委 員	小 林 美 香
委 員	野 田 義 博
委 員	善 本 久 子
委 員	山 口 謠 司

出席事務局職員

事務局次長	林 栄 喜	地域教育力担当部長	金 子 和 也
教育総務課長	久保田 智恵子	多様な学び推進担当課長	濱 野 有 樹
学務課長	小 林 晴 臣	指導室長	富 田 和 己
新しい学校づくり課長	柏 田 真	学校配置調整担当課長	野 崎 友 輔
施設整備担当副参事	彼 島 勲	生涯学習課長	池 田 雄 史
史跡公園担当課長	品 田 真 希	地域教育力推進課長	高 木 翔 平
教育支援センター所長	石 野 良 恵	中央図書館長	山 田 綾 子

署名委員

教育長

委員

午前 10時 00分 開会

教 育 長 皆様、おはようございます。本日は4名の委員の出席を得ましたので、委員会は成立しております。

それでは、ただいまから令和7年第14回の教育委員会を開会いたします。

本日の会議に出席する職員は、林次長、金子地域教育力担当部長、久保田教育総務課長、濱野多様な学び推進担当課長、小林学務課長、富田指導室長、柏田新しい学校づくり課長、野崎学校配置調整担当課長、彼島施設整備担当副参事、池田生涯学習課長、品田史跡公園担当課長、高木地域教育力推進課長、石野教育支援センター所長、山田中央図書館長、以上14名でございます。

本日の議事録署名委員は、会議規則第29条により、善本委員にお願いいたします。

本日の委員会は1名から傍聴の申し出がなされており、会議規則第30条により許可しましたので、お知らせします。

次に、非公開による審議とする案件の確認をいたします。日程第四 議案第29号「板橋区立中学校部活動地域移行実施計画2028」の策定方針（案）について」と、日程第五 議案第30号「東京都板橋区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則」についてと、報告1「いたばし魅力ある学校づくりプランの進捗状況について」は、8月の文教児童委員会で審議を予定している案件のため、本日の教育委員会において公開で審議を行うことにより、具体的かつ自由な討論、質疑ができないおそれがありますので、一時非公開による審議とし、議事進行の都合上、委員会の最後に処理することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長 それでは、そのように処理します。
それでは、議事に入ります。

○議事

日程第一 議案第26号 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(教育総務課)

日程第二 議案第27号 幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則

(教育総務課)

日程第三 議案第28号 幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

(教育総務課)

教 育 長 初めに、日程第一 議案第26号「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」と、日程第二 議案第27号「幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則」と、日程第三 議

案第28号「幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」を一括して、次長と教育総務課長から説明願います。

次 長 教育次長でございます。

まず、議案第26号「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」及び議案第27号「幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則」並びに議案第28号「幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」でございますが、いずれも提出者は長沼豊教育長でございます。

こちらにつきましては、まず仕事と育児の両立支援の制度に関する職員の意向確認を図る規定を加える等の所要の規定整備を図る必要があるということ、並びに地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律が施行されたということによって、この改正部分に関する規定が加わるなどの所要の規定を整備する必要があるため提出したものでございます。

詳細につきましては、教育総務課長の方から説明申し上げます。

教育総務課長 資料は「総-1」をご覧ください。

まず、議案第26号ですが、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則でございます。

恐れ入りますが、資料の3/9ページをご覧ください。

まず、こちらが提案理由となっております。

第26号につきましては、仕事と育児の両立制度の利用に係る職員の意向確認等に係る規定を加えるほか、所要の規定整備をする必要があるためでございます。

こちらの提案の背景には、子どもの年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための拡充といった考え方がございます。

こちらに色々書かれている中で、具体的な内容といたしましては、まず1日に取れる育児休業ですね、2時間取れるものを、1日の始まりと終わりだけではなく、1日の途中の時間でも取得できるというような体制でございます。

なぜそのようになったかと申しますと、テレワークなどの普及によりまして、中抜けというか、勤務時間の途中でも育児休業を取って利用できるというような考えでございます。

続きまして、議案第27号、資料は「総-2」になります。

こちら、提案理由が1/3ページにございますので、ご覧ください。

こちらは、27号、28号、同じ提案理由となりますが、26号に規定された部分休業を取得した際でも、期末手当及び勤勉手当への影響を少なくするというものでございます。

具体的には、1日取った場合でも、丸一日と換算せずに、計算した結果、3分の1、3分の2という考え方をするというものでございます。

続きまして、議案の第28号でございますが、こちらの提案理由は、1/5ページになりまして、先ほど申し上げた提案理由と全く同じものになりますので、

ご確認ください。

この内容についての説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

教 育 長 質疑意見等ございましたら、ご発言ください。

(なし)

教 育 長 それでは、お諮りします。

日程第一 議案第26号、日程第二 議案第27号、日程第三 議案第28号
については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長 それでは、そのように決定します。

○議事

日程第六 議案第31号 令和7年度板橋区登録文化財の諮問について

(生涯学習課)

教 育 長 次に、日程第六 議案第31号「令和7年度板橋区登録文化財の諮問について」を、地域教育力担当部長と生涯学習課長から説明願います。

地域教育力担当部長 地域教育力担当部長です。よろしくお願いたします。

それでは、議案第31号についてご説明いたします。議案資料をご覧いただければと思います。

議案第31号「令和7年度板橋区登録文化財の諮問について」でございます。

議案の提出日は、令和7年7月24日。

提出者は、教育長、長沼豊でございます。

このたび、3つの案件を板橋区文化財として新たに登録、指定することにつきまして、東京都板橋区文化財保護審議会に諮問するものでございます。

1つ目は、彫刻で、有形文化財の西光寺弘法大師像でございます。

2つ目は、工芸技術で、無形文化財の江戸筆制作でございます。

3つ目は、歴史資料で、有形文化財の紅梅小学校校史資料でございます。

提案の理由につきましては、板橋区文化財保護条例に規定する登録文化財、あるいは、指定文化財に該当すると思われるため、同条例に基づき諮問するものでございます。

詳細につきましては、生涯学習課長よりご説明いたします。

生涯学習課長 生涯学習課長でございます。

2/4ページをご覧ください。

こちらは、諮問の概要になっております。

西光寺弘法大師像でございます。

こちら、1点目が、西光寺弘法大師像でございます。

所有者については、宗教法人西光寺。また、種類については、先ほど申し上げましたとおり、有形文化財の彫刻となっております。

こちらでございますが、像の内側に「靈雲寺／大仏師／法橋幸慶／作」とございまして、そちらの法橋幸慶については、徳川家に出入りしていた仏像職人ということでございまして、徳川將軍家と関係のある仏像職人の活動を調査することで、江戸時代の板橋の信仰文化を明らかにする上で貴重な資料であるということで、諮問にかけるところでございます。

次のページでございます。3／4ページでございます。

江戸筆制作でございます。

こちらは、保持者として、佐久間悟氏になります。

種類としては、無形文化財で工芸技術でございます。

こちらは、佐久間悟氏が継承します江戸筆については、全工程を1人で手がける技法を取るという点に特徴があるというところでございます。

保持者である佐久間悟氏については、昭和49年6月に板橋区で生まれまして、現在、51歳。幼少の頃から、父末男さんの制作作業を見ながら、筆の仕込み作業を手伝っていたというところでございます。

悟氏については、専門学校を卒業後、父末男氏の下で仕込み作業を繰り返し行いながら、材料を覚えるなど、本格的に修行を始めまして、現在、職歴にして30年を超えるというところでございます。

現在、こちらの二代目として跡を継いでおりまして、非常に美しく毛並みがそろうことを重視する「練りませ」技法を伝承しているという方でございます。

こちらは、また、板橋区伝統工芸保存会に所属いたしまして、区内の伝統文化の普及活動にも当たっている方でございます。

次のページ、4／4ページでございます。

紅梅小学校校史資料でございます。

こちらは有形文化財でございまして、20点程度というところでございます。

こちらは、令和6年に創立150周年を迎えまして、そのときに調査をした際に出てきた資料ということでございます。

既に、紅梅小学校につきましては、校史資料が平成11年に271件、区登録有形文化財に登録されまして、翌20年度には260件が追加登録されたというところでございます。

こちらの資料でございますが、150周年に際しまして、郷土資料館において、紅梅小学校創立150周年記念展を行いまして、その調査を行った際に出てきたということでございます。

その際に、既に登録されている資料よりもさらに時代を遡る明治20年の学校日誌をはじめ、創立期の資料の所蔵が新たに確認されたというところがございますので、今回、これらの文化財的価値を明らかにして追加登録を行うというところでございます。

以上でございます。

教 育 長 それでは、質疑意見等ございましたら、ご発言ください。

小 林 委 員 説明ありがとうございました。

3点ございますが、3番目の紅梅小学校校史資料の追加登録についてお伺いいたします。

150年の周年記念に際して、再調査ということで、色々貴重なものが出てきたというお話でございます。

これから他の学校もこのようなことがあるとは思いますが、今回、その20点程度の中にどのようなものがあるのか、学校日誌のほかにどのような貴重なものがあるか、少しご説明いただくとありがたいと思います。よろしくお伺いいたします。

生涯学習課長 学校日誌が、こちらにありますとおり、明治20年9月から明治22年2月というところでございますとか、あと、授業料取立控帳、こちらの部分も、非常に学校としての運営についてというところでの貴重な資料ということで伺っているところでございますので、こちらについては、また、文化財保護審議会の方で詳しく調べながら、登録に向けて準備を進めたいというふうに思っているところで

小 林 委 員 ありがとうございます。また、色々出てくると思います。よろしくお伺いいたします。

教 育 長 他にいかがでしょうか。

善 本 委 員 私からも質問をさせていただければと思います。

本当に貴重な3点について、今回、ご提示いただいてありがとうございます。

私がお質問申し上げたいのは、2番目の江戸筆制作の佐久間悟さんについてのご説明の中で、分業制の関西筆と違って、加工、仕上げ等の全工程を1人で手がけるのがこの特徴だということを私も初めて伺いました。

その貴重性を知るという意味で、例えばこのような手法を取っていらっしゃる方が、もし把握していらっしゃるのですが、現在においては、どの程度の方が活動していらっしゃるのかとか、そういうデータがあれば教えていただければと思います。

生涯学習課長 生涯学習課長です。東村山市の方に1人、そのような技法を取っていらっしゃる方がいらっしゃるというふうに聞いておるところでございます。

善 本 委 員 そうすると、その方と佐久間さんのお2人なんですね。

今、把握なさっているところでは、極めて珍しいということでは、いらっしゃいますよね。ありがとうございます。

山口委員 僕の方から補足させていただきます。

江戸筆の作り方を知っていらっしゃる方は、浅草の方にもまだ3人ほどいらっしゃいます。

ただ、本当に1人でやっていたらという方は佐久間さんだけで、あとは分業といっても、やっぱり竹をそろえたりとか、お筆のための毛先をやったり、いろいろなものがあるわけですが、そういうものをそろえてということからいうと、やっぱり分業になってしまいますが、自分でまとめて穂先が本当に真っすぐになるようなということを実際にして作っていたらという方は佐久間さんです。

大東文化大学でもこういう授業を少ししていただいたりしておりますので、硯と墨と筆はどうしても書道で必要なものですから、ただ販売とかということになると、かなり価格が上がったり、待っていないといけなかったりとか、すぐ買えるというようなものではございませんので、書道だけではなく、絵筆とか、そういうものもお作りになっていらっしゃいます。

本当に貴重な伝統工芸を伝えていらっしゃる方だと思いますので、今回のことは本当にいいことだと思います。補足させていただきました。

善本委員 ありがとうございます。教えていただいて。

教育長 山口委員、ありがとうございました。
他にいかがでしょうか。

(なし)

教育長 なければお諮りいたします。日程第六 議案第31号については原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教育長 それではそのように決定します。

○報告事項

2. 図書館指定管理者の評価委員会による評価の実施について

(図-1・中央図書館)

教育長 続いて、報告事項を聴取します。報告2「図書館指定管理者の評価委員会による評価の実施について」、中央図書館長から報告願います。

中央図書館長 中央図書館長です。どうぞよろしくお願ひいたします。
資料の方は「図－１」となります。
図書館指定管理者の評価委員会によります評価の実施についてご説明をさせていただきます。

1、評価実施目的でございます。

図書館の指定管理及び管理運營業務全般に関しまして、指定管理者制度導入目的等にとり評価・検証を行って、その結果を施設管理運営に反映させるために実施しております。

2でございます。

現在、中央図書館以外の地域館10館につきまして、記載の3者が指定管理の運営を行っております。

3、指定管理期間ですが、令和5年4月1日から令和10年3月31日までとなっております。

今回の評価は中間評価という形になります。

資料の実施日程などは記載のとおりとなっております。

今回の指定管理者の評価委員会におきましては、外部委員といたしまして、大東文化大学の文学部教育科教授の浜田久美子先生と、板橋区図書館サポーターの活動員の山田園美様をお願いをしております。

報告は以上となります。

教 育 長 質疑意見等がございましたら、ご発言ください。
よろしいですか。

(なし)

○報告事項

3. 令和6年度板橋区立図書館指定管理業務事業報告について

(図－2・中央図書館)

教 育 長 それでは、次に参ります。報告3「令和6年度板橋区立図書館指定管理業務事業報告について」、中央図書館長から報告願ひます。

中央図書館長 資料の方は「図－2」になります。
令和6年度板橋区立図書館指定管理事業報告をさせていただきます。
令和6年3月7日、第6回教育委員会においてご承認をいただきました、東京都板橋区立図書館の管理運営に関する基本協定及び令和6年度年度協定の締結並びに令和6年度の事業計画を承認いただきましたので、令和6年度の事業の実施報告をさせていただきます。
資料の方の4／19にお移りください。
現在、地域館10館を3グループに分けて指定管理をしております。
グループ制にすることで、人的資源や資金力のある事業者のみが参入できるわ

けではなくて、区内の事業者の参入の可能性があるというところで、3グループにしております。

もう1つの理由といたしましては、近隣地域において、一体的な管理運営を行うことによりまして、地域の連携や経費のコストカットが可能になると考え、実施しております。

実際に地域に根づいた運営が可能になっておりますので、小中学校とも、読書啓発事業、地域事業者との連携事業が可能となっております。

次ページへお進みください。

人員配置につきましては、協定上、司書率は50%以上としておりますので、50%以上の水準となっております。職員の不足などはございませんでした。

次のページへお進みください。

Aグループの入館状況でございます。

こちらは図書館流通センターが担っております。

昨年度は、高島平図書館にて外周りのタイル改修工事があったため、臨時窓口の方の設置は行ったのですが、関連資料の閲覧、貸出ができなかったために、利用者の貸出数が前年度より減少しております。

他2館につきましては、例年どおりの運営ができました。

地域連携事業が評価されておりまして、地元産業の資料を展示していたり、赤塚植物園との連携事業を行うなどを行っております。

地元のアーティストさんの作品を飾ったり、参加型の演劇イベントなどが好評でございました。

次ページにお移りください。

Bグループの状況です。

こちらは株式会社ヴィアックスが運営しております。

志村図書館が下がっておりますのは、令和5年度に、北区の図書館改修工事に伴いまして、近隣区からの利用が増えていました。なので、令和6年度については減少が見られております。

地域連携には力を入れておりまして、図書館職員の出張授業、近隣小学校との連携、団体貸出、4館の職員合同でヤングアダルトに特化した研究会を立ち上げておりまして、読書離れの世代への取組が行われております。

次ページにお移りください。

Cグループでございます。

シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社が運営しております。

こちらは3館ともに入館者数が若干上がっております。小茂根に配属されました職員がイラストを専門としておりまして、映画会のポスターなど、大変魅力的で、SNSでの周知も行ったため、新しい利用者が増えております。

加えて、小竹向原駅の近隣にマンションができるなど、練馬区からの利用も増えているのが今の実態でございます。

他、資料につきましては、実際の事業回数などになっております。

事業報告を受けまして、我々中央図書館といたしましては、各館の具体的なよ

い事例などは毎月の館長会で共有する他、各事業の強みを生かすとともに、工事などによって利用者数が減少しても、一時的なものにするために、事業内容の工夫と臨時図書館の利用の促進、若干低下しておりますが、資料の除籍を含めて、資料を新しくするなど、貸出冊数の増加も図って行っているところではございます。

雑駁ではございますが、説明の方は以上でございます。

教 育 長 質疑意見等がございましたら、ご発言ください。

先日、教育委員会全体の点検評価で、外部有識者の先生方からご意見を伺う機会がありましたが、この席でも、図書館とか、生涯学習系の施設ではリピーターを増やしていくということが大事だというご指摘がありました。

その意味で言うと、この中央図書館もそうですし、地域図書館もそうですが、読書離れや紙離れがあつて、電子図書の方は増えるのかもしれませんが、一般的に言うと、普通に何もしないと利用者が減ってしまうという可能性もある中で、努力して増やしていくということが必要になると思います。

イラストが得意な職員の方がいて、魅力的なことを始めたら増えたという好事例がありますので、今後、どういう形で入館者や貸出利用者や貸出数を増やすかということについて、一言、お願いします。

中央図書館長 先日、外部有識者様のお話にもあったと思います。リピーターを増やすことと
いうところでは、イベントは各館それぞれ実施をしているのですが、そのイベントの実施回数、何回、回数を行ったかということに今までは注目していたところもございまして、そうではなくて、中で利用された方のやっぱり満足度であったりとか、次への期待度であったりとかいうところも、各館それぞれアンケートによりましてご意見を聞いたところで、改善しながら、いろいろな方にご利用を促進していただきたいなというふうに考えております。ありがとうございます。

教 育 長 ぜひ、よろしく願いいたします。
他にいかがでしょうか。よろしいですか。

(なし)

教 育 長 それでは、この件は以上といたします。
次に、教育委員会次第にはありませんが、追加報告事項はありますか。

(なし)

教 育 長 なければ、それでは、先ほど申し上げましたように、日程第四 議案第29号と、日程第五 議案第30号と、報告1については非公開として協議いたしますので、傍聴人の方はご退席願います。ありがとうございました。

(傍聴人 退席)

教 育 長 それでは議事に入ります。

○議事

日程第四 議案第29号 「板橋区立中学校部活動地域移行実施計画2028」
の策定方針（案）について

(多様な学び推進担当課)

教 育 長 日程第四 議案第29号「「板橋区立中学校部活動地域移行実施計画2028」の策定方針（案）について」を、次長と多様な学び推進担当課長から説明願います。

次 長 教育次長でございます。

議案第29号「「板橋区立中学校部活動地域移行実施計画2028」の策定方針（案）」でございますが、こちらを今回策定するに当たりまして、策定方針を決定する必要があるため、提出するものでございます。

提出者は、長沼豊教育長でございます。

詳細につきましては、多様な学び推進担当課長の方から説明いたします。

多様な学び推進担当課長 よろしくお願いたします。

議案第29号の2/2ページをご覧くださいてもよろしいでしょうか。

「板橋区立中学校部活動地域移行実施計画2028」の策定方針（案）について、ご説明させていただきます。

第1に、策定の背景・目的です。

区では、将来の少子化を見据え、持続可能性のある生徒の成長機会の確保などを目的として、部活動改革を推進するため、令和6年3月に地域移行ビジョン2030及びその具体的な取組を示した実施計画2025を策定いたしました。

そのビジョン及び実施計画に示した3つの重点戦略に基づき、行政による地域クラブの推進、地域連携の活用及び地域展開の環境整備に取り組んできました。

国では、部活動改革の今後の方向性や総合的な方策を検討するため、地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議を設置しました。

令和7年5月に実行会議から最終取りまとめが文部科学省に提出され、令和8年度から令和13年度までを改革実行期間と仮称し、前期、後期に分けて取組を推進することが提言されました。

以上を踏まえ、板橋区におきましても、いたばし学び支援プラン及び地域移行ビジョン2030と連携を図りながら、各施策を効果的かつ着実に推進するよう、実施計画2025の次期計画となる板橋区立中学校部活動地域移行実施計画2028を策定いたします。

第2に、実施計画の位置づけについてですが、実施計画2028は、いたばし

学び支援プラン及び地域移行ビジョン2030に基づき、部活動改革の推進に係る区の具体的な施策を記載した計画として位置づけます。

第3に、計画期間は令和8年度から令和10年度までの3年間としております。

4、策定の基本的な考え方・方向性、5の検討体制及び6の主なスケジュールについては記載のとおりになります。

なお、今回の報告は策定方針についてでございますが、計画の具体的な内容については、スケジュールにございますとおり、今後報告予定である素案以降でお示しできればと考えているところでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

教 育 長 質疑意見等がございましたら、ご発言ください

確認ですが、この資料の3番の計画期間というところを見ますと、まず全体として2030というビジョンがあって、2030年に向けて実施をしていくということがビジョンでうたわれていますね。

その下に、実施計画2025、2028、そして、2030と3段階に分けていますが、おおむねこの2025は、現在、2025年ですが、準備期間と、1つ、野球部を地域移行・展開したという実績が出てきて、それを着実に実施しているということですね。

また、実施計画2028は第二段階ということですので、さらに軌道に乗せていく、あるいは他の種目も実施していくということで、内容はこれから詰めていくということになるのですが、見通しとして大体そういうことでよろしいですか。

多様な学び推進担当課長

現状で、まず2025の振り返りなのですが、行政による地域クラブの推進という点におきましては、部活動にない4つの種目、女子サッカーであるとか、eスポーツであるとか、サイエンス、ロボット数学というものを、まず令和5年度から着手いたしました。

その後、令和7年度、今年度から、既存の部活動にあるもののうち、少子化による影響等を受けやすい団体競技ということが全国の中体連の方の統計等でも出ている野球を地域移行したところでございます。

そして、3つの取組のうちの2つ目の地域連携というところにつきましては、部活動指導員を3名から44名、各中学校2名ずつに増員するような取組をしているところでございます。

さらに地域展開の環境整備というところでは、部活動シンポジウムということで、有識者の皆様とか、学校関係者の皆様とお話をさせていただきながら、部活動改革の必要性について、少しずつ草の根運動をしているところでございます。

続きまして、今、教育長からお話があったとおり、では、2028に向けてどういうところかということにつきましては、基本的には着実に推進していく、そこが大事だという認識でございますが、野球部以外の部活動についても、いたばし地域クラブとして推進していくというところを一步一步進めていきたいというところが第一の目標になります。

第二の地域展開につきましては、部活動のやっぱり指導員の補助というのは引き続き必要な部分がありますので、これを継続していく。また、地域展開というところにつきましては、先ほど申し上げた国の実行会議の方で、区の主導する地域クラブ以外にも、地域の民間クラブも、一定の条件の下で、地域クラブとして認証するようなことを、国がベースラインのルールを定めた上で、認証行為は地方自治体をお願いするというような発表がされております。

具体的な内容は少しまだ明らかでないので、認証を自治体やる、地方自治体のうち、都道府県レベルなのか、区市町村レベルなのか、明確には出てはいないのですが、ただ、部活動となると、やっぱり区市町村が基本となってくるので、恐らくは我々が担当することになるのかなと、その辺を見据えながら、しっかり、今後、国の動向を見据えた上で計画を作っていきたいと思っているところでございます。

長い説明になりました。よろしく申し上げます。

教 育 長 ありがとうございます。

たしか国の方も、秋くらいをめどに指針を出すのでしょうか。

多様な学び推進担当課長

そうですね。秋というのが、だんだん伸びてきちゃって、冬ぐらいになるかもというような少しお話も内々に出ているので、少しそこはぎりぎりでもきちんと最終的な原案のところには反映できるように、きちんと整合を図っていきたいと思っております。

教 育 長 4の(1)に、「今後の国の動向を注視し」とありますので、よろしく申し上げます。

他によろしいでしょうか。

(なし)

教 育 長 それでは、お諮りします。日程第四 議案第29号については原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長 それでは、そのように決定します。

○議事

日程第五 議案第30号 東京都板橋区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

(指導室)

教 育 長 次に、日程第五 議案第30号「東京都板橋区立学校の管理運営に関する規則

の一部を改正する規則」を、次長と指導室長から説明願います。

次 長 教育次長でございます。

議案第30号でございます。東京都板橋区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則でございまして、提出者は、長沼豊教育長でございます。

提案理由でございますが、春季休業日の期間を延長するということとしたいと存じます。それに当たりまして、所要の規定を整備する必要があるということで、詳細につきましては、指導室長の方からご説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

指導室長 指導室長でございます。よろしく願いいたします。

2/3ページをご覧ください。

東京都板橋区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正するというので、第3条の(3)休業日のウですね、春季休業日を3月26日から4月5日までになっていたところを、4月7日まで2日間延長するというものでございます。

こちらの、なぜ延長するのかという目的に関しましては、新年度、新しい学校体制が始まり、新学年、新学級を始める準備、また、入学式の準備を行う必要がある中で、年度当初に十分な準備期間を確保することにより、新学年、新学級へと進級する児童・生徒と向き合うための時間を十分に確保し、学校教育の質の向上を図るということが目的でございます。

これによりまして、入学式が、現行の4月6日、小学校、4月7日、中学校で行われていたものが、2日間ずれるということにもなります。

こちらに関しましては、新年度が4月6日から始まるということになりますと、そのときの暦によりまして、新年度の準備期間が最短で3日間ということが生じるということがありました。その毎年によって期間が変わるところは、新年度の準備を行うに当たって課題であろうということで、2日間ずらすことにより、どの年でも5日間準備期間を設けることができるというふうになっております。

繰り返しになりますが、このように準備期間をしっかりと確保することにより、授業をはじめとした学校教育の質の向上を図ることが目的となっております。

特に新規採用教員、それから、板橋区の転入教員につきましては、慣れない環境の中ですので、しっかりと準備期間5日間は確実に取れるというところは保証できると思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上です。

教 育 長 それでは、質疑意見等がございましたら、ご発言ください。

善 本 委 員 ありがとうございます。

学校を知っている者として、今、室長からお話しいただいたことは、本当に共感できる部分が多くあります。

入学式が、それぞれ小学校は4月8日になり、中学校は4月9日になるという理解でよろしいでしょうか。

指導室長 委員のおっしゃるとおりでございます。

善本委員 分かりました。もし可能な範囲で結構なのですが、このようなことというのが、他の自治体においても検討されているような動きがあるのかどうかということ承知していらっしゃるようでしたら、教えていただけますでしょうか。

指導室長 指導室長でございます。

特別区におきましては、墨田区の方が1日延長ということを知っておりまして、また、市部では、東大和市の方も1日延長するという動きがあるということは聞いております。また、同様の動きを検討しているところもあるということも聞いています。

以上です。

善本委員 ありがとうございます。

教育長 板橋区は2日延長ということで実施していくことになります。他によろしいでしょうか。

(なし)

教育長 それでは、お諮りします。日程第五 議案第30号については原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教育長 それでは、そのように決定します。

○報告事項

1. いたばし魅力ある学校づくりプランの進捗状況について

(配-1・学校配置調整担当課)

教育長 次に、報告事項を聴取します。報告1「いたばし魅力ある学校づくりプランの進捗状況について」、学校配置調整担当課長から報告願います。

学校配置調整担当課長 学校配置調整担当課長です。よろしく願います。

「配-1」、いたばし魅力ある学校づくりプランの進捗状況についてござい

ます。

まず、資料の説明に入る前に、前提となりますいたばし魅力ある学校づくりプランにつきまして、少し説明させていただければと思います。

板橋区におきましては、学校施設の老朽化対策と適正規模・適正配置の視点を持ちまして教育環境の整備を進めていくために、このいたばし魅力ある学校づくりプランという学校施設整備計画を策定しております。

この計画に基づく学校整備に関しまして、夏と冬の年2回、進捗の報告をしているものでございます。

それでは、資料の説明に入らせていただきます。

まず、1 / 2 ページのリード文のところでございます。

今回は、前期計画の第2期、第3期の進捗状況について、令和7年1月以降の進捗状況を報告させていただくものでございます。

次に、1でございます。

こちらは第2期、第3期の各学校を掲載してございまして、2以降にそれぞれの進捗を説明してございます。

続きまして、2、第2期、各グループの進捗状況でございます。

上板橋第一中学校、上板橋第三中学校につきましては、それぞれ工事を進めております。

志村小学校、志村第四中学校につきましては、8月からの工事着工を予定しており、7月21日に工事説明会を終えたところでございます。

2 / 2 ページへお移りください。

3、第3期各グループの進捗状況でございます。

こちらは、令和5年12月に現地改築という対応方針を公表いたしました向原小学校、板橋第一中学校、板橋第五中学校についての進捗となります。

こちらは、第2期の学校とは異なりまして、いずれの学校につきましても、周辺施設などとの一体的な検討・調整が続いているところでございます。

最後、4になります。

こちらは、1の表に掲載されていませんでした板橋第六小学校についてでございます。

築約60年を経過し、近い将来施設整備の対応が必要であった中、大規模集合住宅、マンションの建設に伴いまして教室不足が見込まれたことから、現地の建て替えにて対応することとなったものでございます。

令和9年度から工事着工を予定しておりまして、説明会、改築検討会の開催状況を掲載してございます。

ちょうど昨日も第7回の改築検討会が開催されたところでございます。

説明は以上となります。

教 育 長 質疑意見等がございましたら、ご発言ください。
よろしいですか。

(なし)

教 育 長 それでは、以上をもちまして本日の教育委員会を閉会いたします。
 ありがとうございました。

午前 10時 43分 閉会